

對し許與したる特權は特別の事情有之、條件を付したる特例にして決して閣下より御指示の貴國政府の權利若くは條約の規定を傷害す可きものに無之と確信致候」云々と回答した。

更に佛國公使アー・シアンキエヴキツチは同四月二十六日付を以て「本月十一日の官報を以て自由に日本全國内を通行し商業に従事し其の他適法の業務を営むを得るの權利を布哇國民に許與せられたる勅令の公布有之候に付、本使は一八五八年佛日兩國間に締結相成候條約第十九條に依り右利益を佛國人民に適用せられざる場合の爲め茲に豫め權利を保全し置くの必要を感じ候」云々と申越し、之に對し陸奥外相は五月一日付を以て伊國公使に對すると同様の回答を送り、其の末尾には「御來示の次第は唯た之れを承り置候より外致方無之候云々」と結んだ。

日布條約消滅 其後布哇假政府は米國勢力擁護の下に、明治二十七年七月四日前記のドールを大統領とする共和國政府に改組せられた。抑も前記明治二十六年の革命は米國共和黨ハリソン大統領時代に行はれた結果、次いで立つた民主黨クリーヴランド大統領時代に於ては、之が不合法的に行はれたとして、又南部諸州砂糖生産業者の反對もあつて、容易に之れに支持を與へなかつたのであるが、四年後の明治三十年には再び共和黨時代に入り、六月十七日米布合併條約調印せられ、同七月八日には布哇併合決議案米國國會を通過し、八月二日マツキンレー大統領の裁可を得たるにより爾後布哇は北米合衆國の直轄領地（テリトリイ）の一となつた。右米國が布哇併合の際就任せる大隈外相は前例を逐ひ軍艦をホノル、に送り在留日本人既得權保護に努めたが差したる效果なかつた。かくて布哇に於て日本人に對し最惠國待遇を保障せる明治四年の日布修好通商條約は其效力を失ひ、明治二十七年十一月調印の日米改正條約が布哇に適用せらるゝことゝなつた。

第十節 陸奥外相時代に於ける新條約締結

第一款 概

説

新條約締結 陸奥條約改正時代に於ては明治二十七年四月布哇國よりの申出により同國に對する領事裁判權及關稅自主權を回復し、更に同年七月より同三十年十二月に至る間に於て上記英・米・伊・秘・露・丁・獨・瑞典諾威・白・佛蘭・澳十五ヶ國との條約改正を完了し、大體に於て法稅兩權回復の目的を達成したことは既述の通りであるが、同時に伯刺西爾・智利・西爾然丁・及希臘四國との間に相互對等の原則の下に新たに修好通商航海條約を締結した。支那との間には明治四年五月調印の日清修好條規が明治二十七年八月一日日清戰爭の開始により其の效力を失つたから、明治二十八年三月二十日下關講和條約第六條で、兩國間に同講和條約批准交換後速かに通商航海條約及陸路交通貿易に關する約定を締結すべきことを約した。依て同第六條に基き明治二十九年七月二十一日北京に於て、法稅兩權に對し我に有利な片面的諸規定を有する日清通商航海條約調印せられた。又暹羅との間にも明治三十一年二月二十五日盤谷に於て、形式上は相互的であるが内容は日清改正條約と同様我に有利な修好通商航海條約が調印せられた。

前記新條約中伯刺西爾とのものは明治二十一年十一月調印の日墨新條約に範を採つて領事裁判權附與及關稅自主權に對し何等我に不利となる片務的規定を設けなかつた。且つ、日墨條約と異り、伯國民に對し帝國の法權に服従する代償として内地開放の利益を與ふべき趣旨の規定を省き、單に往來・住居の自由に付ては相互の基礎の下に最惠國待遇を附與するに止めた。

伯刺西爾に次ぎ調印せられた智利及亞爾然丁との新條約は日伯條約同様日墨條約を基礎とする外、日米改正條約中

の必要な規定を追加することゝした。尤も兩國との新條約中に於ける最惠國待遇は制限的であつて、相互的基礎に於て其の他方國民に對し歐羅巴諸國又は亞米利加合衆國の臣民若くは人民に許與した特惠に均霑せしめることを規定した。

希臘との新條約も原則として日墨又は日伯條約を基礎としたが、希臘が海運國たる關係上改正日英條約中の規定を相互的基礎の下に襲踏するところ多かつた。

清國との通商航海條約は戰勝國として日清講和條約上獲得した特權の規定に基くものであるが故に、其の内容は歐米諸國が支那に於て片務的に有して居たところの領事裁判權、關稅協定等の諸利益を我に確保するを以て目的とし、其の他居留地内に於ける工業經營の自由、内水航行の開放及專管居留地の設定等の新利權に關する規定をも包含した。暹羅との新條約も亦暹羅が泰西諸國に片務的に附與した特權を均しく日本國臣民に附與するを以て目的とした。従て日本が新條約の下に暹羅に於て保有する治外法權は暹羅に於ける諸法典の編纂實施の完了と同時に消滅し、又片務的關稅協定に付ても列國との協定稅率の效力を失ふときは日本に對しても廢棄せられるべきものとした。

第二款 新約交渉經過

第一項 對伯刺西爾交涉

ブラジル條約 日伯修好通商航海條約は明治二十八年十一月五日巴里に於て在佛會禰公使と同地駐在伯刺西爾國公使アルメイダ Gabriel de Toledo Pizae Almeida との間に調印せられ、明治三十年二月十二日同地に於て批准書の交換を見た。其の内容は明治二十一年の日墨新條約を基礎とし之に明治二十七年の日米改正條約の規定を取入れたものである。即ち

第一條（日墨條約第一條）兩國間及兩國民の間に永久堅固の和親あるべきの規定、
第二條（同上第二條）外交官、領事官の派駐及其の特權に關する最惠國待遇、
第三條（同上第三條）通商航海の自由、開港地に往來住居の自由、家屋等の借受及營業の自由、財産處分に關する最惠國待遇、

第十條（同上第八條）裁判管轄權に付ては日墨條約の規定を襲套し、
第四條（日米條約第十四條）通商航海に關する一般的最惠國待遇、
第五條（同上第七條）輸出入品の關稅及輸出入禁止に關する最惠國待遇、
第六條（同上第六條）内地通過稅の免除及倉入、獎勵金等に對する內國民待遇、
第七條（同上第八條）噸稅、燈臺稅、港稅、水先案内料、檢疫費、難破船救助料に關する內國船待遇、
第八條（同上第十條第一項）沿岸貿易に關する內國法遵守、
第九條（同上第十二條）船籍の決定、

第十一條（同上第一條第二項及第四項）身體、財産の保護、出訴の自由・良心の自由・禮拜埋葬の權利、
第十二條（同上第一條末項）兵員の宿泊、強制兵役、軍事上の賦歛及強募公債の免除に關しては日米改正條約の諸規定を襲套した。

尤も第八條に付ては日米改正條約第二項及第三項に規定する、立寄り貿易及外國船舶の舊開港場間の沿岸貿易の自由に關する規定は之を削除し、又第十二條に付ては兵員宿泊義務等の免除は之を絶對的とせず、單に最惠國待遇を規定することとした。右は南中米諸共和國に於ては一般に是等事項を外國人に免除しない慣例なるが爲めである。其の結果本規定の下に本邦は在留伯刺西爾人民に對し歐米諸國民に均霑せしめ是等事項を免除するのであるが、在伯日本

國民は最惠國待遇の保證に拘らず是等事項に付免除を受けないこととなるのである。

日伯條約第十三條に於ては本條約は批准交換後直ちに實施せられ、右實施の日より十二箇年間效力を有すと規定した。其の結果日伯新條約は一般陸奥諸條約よりも早く、又實施の條件たる諸法典の公布實施をも俟たず前記批准書交換により明治三十年二月十二日より實施せられたのである。

次に日伯條約第十四條に於ては日墨條約第十四條に準じ本條約は日本文、葡萄牙文及佛蘭西文を以て之に調印し解釋上疑義ある場合に於ては佛文を以て其の決定文とした。即ち締約國双方は自國語と第三國語とを調印し疑義を生ずる場合には右第三國語によるべしとの一般の國際慣例に従ふたものである。

第二項 對智利交渉

智利條約 日智修好通商航海條約は明治三十年九月二十五日華盛頓に於て駐米公使星（亨）と智利國公使ガナ（Don Domingo Gana）との間に調印せられた。本條約は大體に於て日伯修好通商航海條約に準據したが、其の第四條通商航海に關する一般的最惠國待遇は、之を通商航海に關する事項のみならず旅行及居住に關する事項にも擴張し、又右最惠國待遇は歐羅巴諸國又は亞米利加合衆國の臣民若くは人民に現に許與し又は將來許與すべき一切の特恵に限定するところの有條件主義を規定することとした。第五條貨物輸出入税の賦課、第六條内地通過税、倉入、獎勵金、便宜の供與、税金の拂戻等、第七條噸税、燈臺税、港税、水先案内料、檢疫費、難破船救助料等及第十二條兵役、强募公債、軍事上の賦斂等の免除に關する最惠國待遇に付ても、右第四條に準じ其の範圍は相互に歐米待遇に限定することとした。尤も右最惠國待遇の範圍を歐米待遇に限定する場合には之を形式上相互的に規定するも事實に於ては本邦側に不利となるものである。何んとなれば智利國側に於ては南中米諸國に對し特恵を與ふるも、之を歐洲諸國及北米合衆國に均霑せしめざる限り、本邦に對し之を拒否し得るに反し、本邦は歐洲諸國及米國との通商航海條約中の無制限

最惠國條款に照らし亞細亞諸國に對し何等の特恵をも與へ得ない爲めである。

然るに日智條約調印後に於ける彼我交渉の模様を見るに、右第四條の規定は智利國側に於ても其の儘にては利用出來ないことを發見し、之が修正を目的とする交渉が長引いて、爲めに批准書の交換が甚だ遅延した。本條によれば智利國に於ては他のラテン・アメリカ諸國に對し特恵を附與する場合には、右特恵を歐洲諸國及米國の何れへも附與しないことを必要條件とするのである。然るに智利國と歐米諸國との條約中には右様の除外例を設けて居ないものもあつた。依て明治三十二年十月六日東京に於て青木外相と同國公使ヱキーク（Don Carlos Forja Vicuna）との間に本條約追加條款を調印することとなつた。即ち同追加條款に於ては智利國がラテン・アメリカ諸該國に附與した特恵は、假令歐洲諸國又は北米合衆國に均霑せしめる場合と雖も、日本に附與するの必要なことを規定した。斯くて漸く本條約は追加條款と共に明治三十九年九月二十四日華盛頓に於て批准交換せられ直ちに實施を見るに至つた。尙本條約第十三條は日墨條約に準じ無期限とし滿六ヶ年を経過する場合に於ては何時たりとも六ヶ月の豫告を以て之を廢棄し得べきを規定し、又第十四條に於ては之亦日墨條約に準じ日西英三國語にて調印し、解釋上疑義ある場合は英文を以て決することとした。

第三項 對亞爾然丁交渉

アルゼンチン條約 日亞修好通商航海條約は明治三十一年二月三日華盛頓に於て米國駐劄全權公使星（亨）と同地駐在亞爾然丁國全權公使メル（Don Martin Garcia Meron）との間に調印せられ、明治三十四年九月十八日批准書交換直ちに實施を見るに至つた。同條約の内容は十五ヶ條より成り、全く日智修好通商航海條約と同一である。從て其の第四條には日智條約同様最惠國待遇に付歐米待遇を規定したが、右に關しては調印後何等の異議もなく其の儘批准交換を見るに至つた。批准書交換の遅延したのは亞爾然丁の議會關係によるものである。

第四項 對希臘交涉

希臘條約 日希修好通商航海條約は明治三十二年六月一日アテネに於て、之が爲め同國兼轄を命ぜられた伊國駐劄公使牧野（仲顯）と同國外務大臣ロマノス Athos Romanos との間に調印せられ、同年九月二十一日羅馬に於て批准書交換直ちに實施せられた。其の内容は日伯新條約に準據したが、航海事項に關しては希臘國政府側の要求により日英改正條約の規定を襲踏するところあつた。即ち日希新條約

第一條乃至第九條は日伯條約第一條乃至第九條に、

第十一條乃至第十三條は日伯條約第十條乃至第十二條と同一である。之に反し

第十條は日英改正條約第十二條第一項、第三項、第四項、第五項を襲踏し、船舶の避難、難破船等の救助、難破船の貨物に對する課税、領事官の援助に關する規定を設け、（日英改正條約第十二條第二項難破の通知及難破船の國法遵由に關する規定は之を削除す）

第十四條には家宅等の不可侵に付日英改正條約第四條を移した。更に

第十五條には日伯條約に準じ條約有効期限を十二ヶ年とし、

第十六條は日希英の三國文を以て調印し、英文を以て其の決定文とした。

第五項 對清國交渉

清國條約 明治二十八年四月十七日下ノ關調印の日清媾和條約第六條第一項に於ては兩國間の一切の條約は交戦の爲め消滅したから媾和條約批准交換後速かに通商航海條約及陸路交通貿易に關する約定を締結すべきこと、及右諸條約の基礎は現に清國と歐洲各國との間に存在する諸條約章程を以て基礎とすべきことを約し、且つ右諸條約實施に至る迄清國は日本政府、官吏、商業、航海、陸路交通、貿易、工業、船舶及臣民に對し總て最惠國待遇を與ふべきことを定め

た。又第二項に於ては本條約調印の日より六ヶ月後に

第一清國は日本國臣民の商業・住居・工業及製造業の爲め、新たに（一）湖北省沙市（二）四川省重慶府（三）江蘇省蘇州府（四）浙江省杭州府を開き、是等市府に於て日本國臣民は現に他の清國開市港場に行はるゝと同一の條件に於て同一の特典及便益を享有すべきこと、並に日本政府は右市府何れの處にも領事官を置くの權利あるべきことを定め、

第二日本汽船は（一）湖北省宜昌より重慶間及び（二）蘇杭滬間に内水航行を擴張し得べきことを、

第三日本臣民は内地運送貨物に對し無税倉入の便宜を得べきこと、

第四日本臣民は清國各市場、開港場に於て自由に各種の製造業に従事するを得べきこと、及其の製造貨物は清國內地への移入に關し内國運送税等に關し外國よりの輸入品と同様の取扱及特典免除を得べきことを規定した。

第三項に於ては、第二項所載の讓與に關し更章に程を定める必要がある場合には、第一項所載新たに締結せらるべき通商航海條約中に規定すべきものとした。

依て西園寺外相時代に右日清媾和條約第六條に基き、明治二十九年七月二十一日北京に於て清國駐劄特命全權公使林董と欽差全權大臣・總理各國事務大臣張蔭桓との間に通商航海條約調印せられ、十月二十日同地に於て批准書の交換を了つた。同條約の内容は本邦官民、船舶、貨物をして清國に於て泰西諸國民と全然同一の特權的地位を有せしめることを主目的とした。従て本條約は安政諸條約の規定と類似するところ多きと共に、本邦當局が條約改正交渉に當つて得た知識により挿入せられた一、二の規定もあつた。要するに本條約は明治四年七月の日清修好條規又は陸奥時代締結の泰西諸國との諸條約と異り、互相對等の主義を基礎とせず片面的に本邦側に有利なる多數の規定を包含して居る。

日清通商航海條約は本文第一條乃至第二十九條と、附屬議定書第一條乃至第四條とより成る。本條約

第一條前段に於ては當時本邦側は最早主權者の稱號として「天皇陛下」と稱すべきを主張しなかつたから、修好條

規調印の場合に於けるが如き困難な議論もなく、「大日本國皇帝陛下と大清國皇帝陛下との間竝に兩國臣民の間に永遠無窮の平和及親睦あるへし」(均永遠和好。友誼敦睦。)(明治二年日墺修好通商航海條約第一條參照)と規定し、後段に於ては「而して兩國臣民は各各兩締約國の一方に於て其の身體及財産に對し等しく完全なる保護を享有すべし」(明治二十七年日英條約第一條第一項末段參照)といふ双務的規定を設けた。

第二條は明治四年の日清修好條規第四條及第五條に該當するものであるが、第一項及第二項に於ては相互的基礎の下に締約國は其の外交官を他方に駐割せしむべく、又是等の外交官は各々國際公法に因り之に附與する一切の權利、特權及免除を享有し且總て最惠國待遇を受くべきことを規定し、第三項に於ては是等外交官は職務を執行するに毫も障礙せらるることなく且つ其の役員使丁等を隨意に選用し得べきを規定し、

第三條は日清修好條規第八條に準據せるも、之れを相互的に規定せず、其の第一項及第二項に於て本邦は外國通商の爲めに現に開かれ若は將來開かるべき清國の港市の内、日本帝國の利害に必要なりと認める場所に領事官を駐在せしむることを得べく、而して右領事官は清國官吏より相當の禮遇を受け、且最惠國の領事官に現に附與し若は將來附與すべき總ての資格・職權・裁判管轄權・特權及免除を享有すべきことを規定し、第三項に於て清國は日本國內に領事官を駐在せしむることを得べし、而して右領事官は在留清國臣民及財産に對し日本帝國裁判所の裁判管轄權に屬する事項を除くの外、通常領事官に附與する權利及特典を享有すべきを規定し、(明治二年日墺條約第二條參照)

第四條に於ては在清日本國臣民は清國開港場に往來し住居し商工業、製造業及一切の合法の職業に従事し且地所及家屋に付貸借の自由を有し、竝に右に關し最惠國待遇を有すべきを規定し、(明治二十七年日英條約第一條第一項前段及第三條第二項參照)

第五條に於ては日本船舶は安慶・大通・湖口・武穴・陸溪口及吳淞竝に將來定めらるべき立寄港に寄港することを

得。尤も密商に従事する船舶は其の積荷と共に清國政府に於て沒收するを得べきことを、第六條に於ては清國地方官憲の副署せる旅券により日本國臣民は内地旅行をなし得べきことを規定し、

第七條に於ては(日清修好條規第十條に該當す)在清國開港場に住居する日本國臣民は清國臣民を雇ひ得べきことを、

第八條に於ては同様日本國臣民は清國艇隻及運搬夫を雇傭し得べきことを、

第九條に於ては(同斷第七條)清國と泰西諸國との間に實施する協定稅率及稅則を日本臣民が清國へ輸入し、若は日本國より清國へ輸入し、又は日本國臣民が清國より輸出し若は清國より日本國へ輸出する物品に、適用すべく(明治六年日秘條約第五條第一項參照)、又是等の事項に關し本邦は最惠國待遇を有すべきことを規定した。即ち本條に於ては日清修好條規に於けるが如く、輸出入協定稅目及貿易章程を掲げないが、右兩者に付ては清國と泰西諸國との間に現に施行し居るものを本邦との貿易にも適用することを約したから、附屬協定稅目あると同様後段第二十六條の手續によらなければ之を改正し得ないものである。

第十條に於ては開港場間に運搬する貨物に對しては關稅を課せないことを(明治二年日墺條約第九條參照)、第十一條に於て輸入稅額の半額(無稅品に付ては從價二分半)を納める場合抵代稅として一切の釐金稅等内地通過稅を免除せられるべきことを、

第十二條に於ては輸出物品に付ても輸出稅の半額を納むる場合に於ては抵代稅の特典を受けることを、

第十三條に於て三箇年間に再輸出するものは輸出稅を納付するを要せず、又輸入稅の還付を受くべきを、

第十四條に於て清國政府は保稅倉庫を官置すべきことを規定し、(同上第十條參照)

第十五條に於ては日本船舶に對する噸稅額を定め、(同上附屬貿易規則第六則參照)

第十六條に於ては日本商船は水先案内人を雇傭すべきことを定め、

第十七條に於て避難船舶に對し入港の自由、救助等に關する規定を設け、

第十八條に於て清國官吏は詐僞又は密商の取締を爲し得べきことを、

第十九條に於て日本船舶が清國民により強盜、海賊の掠奪に遇ふ場合に於ては之を逮捕處罰し且つ贓品を取戻し、贓品を還付することは清國官吏の職務たるべきことを、

第二十條に於て清國在留日本臣民の身體財産に關する裁判管轄權は日本國官吏に專屬すべきことを、(同上第五條參照)

第二十一條に於て清國在留日本臣民を被告とする民事事件は日本官吏に於て之を審理判決すべく、之に反し清國臣民及財産に對する民事訴訟は清國官吏に於て之を管轄すべきことを、(同上第五條參照)

第二十二條に於て刑事上の犯罪を侵した日本臣民は日本法律により日本官吏により之を處罰し、日本臣民に對し犯罪を侵した清國臣民は清國の法律により清國官吏之を處罰すべきことを規定し、(同上第六條參照)

第二十三條に於ては(日清修好條規第八條)清國臣民が日本臣民に對し負債を償辨せずして詐僞逃亡するときは清國官吏之を逮捕し、其の負債を償還せしめることに務むべきことに付相互的規定を設け、(同上第五條末項參照)

第二十四條(日清修好條規第十二條)に於ては在清日本人が罪を犯し又は負債を償辨しないで清國內地に遁れ、又は清國臣民の住居若は清國船舶中に潛伏した場合、並に清國人が在清日本國臣民の住居若は清國領海に於ける日本船舶内に潛伏した場合に對し、逮捕に關する相互官憲の援助に付規定を設け、

第二十五條第一項に於て日本國政府及臣民が其の現在效力を有する日清間諸條約に據り得たる一切の特權、免除及利益を確認すべきことを定め、(明治二十七年日佛改正條約佛國對案第二十四條參照)又第二項に於て「日本國の政府及

臣民は大清國皇帝陛下より他國の政府又は臣民に現に附與し又は將來附與すべき一切の特權、免除及利益を享有すべきを規定し、(明治二年日墮條約第二十條參照)

第二十六條に於て締盟國の一方は本條約批准交換の日より十ヶ年の終に於て税目及本條約の通商に關する條項の改正を要求することを得、然れども若し最初十ヶ年の終より起算し六ヶ月以内兩締盟國の何れよりも右要求を爲さず改正を行はないときは十ヶ年毎に更新すべきものなることを定め、(同上第二十一條參照)

第二十七條に於て本條約實施に必要な章程は他日之を協議決定すべく、右協議に至る迄清國と泰西諸國との間に存する取極及章程にして本條約の規定に矛盾しないものは之を遵守すべきことを、

第二十八條に於て本條約は日・漢・英三國文にて記載し日漢兩文の間に疑義を生ずる場合は英文を以て之を決定することを、

第二十九條に於て本條約は調印の日より三箇月内に北京に於て批准交換をなすべきことを規定した。

議定書第一條に於ては日清媾和條約第六條により清國は沙市・重慶・蘇州及杭州を新たに開放すべきを規定したるに付ては是等新通商市港場に日本專有の居留地を設くべく、而して右專管居留地に於ける道路管轄及地方警察の權は日本領事官に專屬すべきことを定め、

第二條に於て日本が日清媾和條約第六條第二項の第二の(二)に於て得たる蘇杭滬間内水航行に關する規定は、今後日本と妥商し定むべきも、右決定に至る迄は長江章程を施行すべきことを、

第三條第一項に於て日本國臣民が清國開港場に於て製造する物品に對しては清國政府に課税權を認むるも、右課税額は清國臣民が納むるところよりも多額ならざるべきことを、第二項に於て清國政府は日本政府より請求の上は早速上海・天津・廈門・漢口等に日本專管居留地の設置を許すべきことを規定した。

通商航海條約及議定書に於ては明治四年修好條規調印の後本邦政府に於て異議を生じた同條規第二條日清間相互援助及調停に關する規定、第十一條在清日本臣民に對する刀劍類携帯禁止及第十五條中立義務維持に關する規定を削除し、其の他同條規第三條相手國の法制を尊重せしむべき規定、第五條兩國官吏は相手國相等官と應接し得べき規定、第六條日清兩國官憲間に於て使用すべき公用語に關する規定、第九條領事館設置なき場所に於ける犯罪人處分に關する規定、第十三條相手國に於て一揆徒黨に加入せる自國民に對する會審に關する規定、第十四條兩國軍艦の不開港入港禁止に關する規定、第十六條領事官の貿易すること、及無條約國の領事事務を代行することの禁止に關する規定、第十七條國旗の假冒及書籍の賣買禁止に關する規定等、在清本邦官民及艦船の行動を制限すべきものは一括之を削除することとした。尙日清媾和條約第六條第一項に於て通商航海條約と併記締結方を約せる陸路交通貿易に關する約定は明治四十四年十一月二日及大正二年五月二十九日に至り始めて鮮滿國境列車運轉に關する協約及同通過鐵道貨物關稅三分の一輕減に關する取極が調印せられた。

第六項 對暹羅交涉

暹羅條約 暹羅國は一八二六年六月二十日（文政九年）調印の英暹通商條約により初めて泰西諸國と修好通商關係を結ぶに至つた。其後一八五五年四月二十八日（安政二年）英國との間に修好通商航海條約を締結したが、同條約に於ては我が安政五ヶ國條約に於ける如く片務的に治外法權附與、一般輸出入貨物に對する協定及一般的最惠國條款の規定があつた。之に次ぎ米國と一八五六年五月二十九日（安政三年）、佛國と同年八月五日、葡萄牙と一八五八年二月十日（安政五年）、丁抹と同年五月二十一日、和蘭と一八六〇年十二月十七日（萬延元年）、獨逸と一八六二年二月七日（文久二年）、瑞典諾威と一八六八年五月二十九日（明治元年）、白耳義と同年八月二十九日、伊太利と同年十月三日、奧地利洪牙利と一八六九年五月十七日（明治二年）、西班牙と一八七〇年二月二十三日（明治三年）との間に何れも前

記英暹條約に準じ不對等條約が締結せられた。右の中佛蘭西、葡萄牙、丁抹、和蘭、獨逸、白耳義、伊太利及奧洪國との修好通商航海條約中には關稅協定が特別明確に規定せられて居た。斯く暹羅は泰西諸國との條約により法權、稅權に關し片務的特權を附與して居たが、之に反し本邦を始め支那、朝鮮、波斯、土耳其等亞細亞諸國に對しては何等明確なる條約關係を設定して居なかつた。

明治開國以後日暹兩國政府は條約關係を設定することを希つて居たが、双方共相手國に對し泰西諸國に對すると等しき片務的特權の附與を包含する修好條約の締結を好まない關係上、完全な條約關係を設定するに困難を感じた。依て臨機の措置として明治二十年第一次伊藤内閣時代暹羅國より外務大臣ヴァロプラカー親王 Prince Devawongse Varoprakar 特派使節として英國女皇陛下の戴冠式に赴いた歸途に來朝したのを機會とし、九月二十六日外務次官青木子爵と同特派使節との間に「修好通商に關する日本國暹羅國間の宣言」なるものが調印せられ、明治二十一年一月二十三日東京に於て批准書交換を見た。其の内容は六項より成り

第一項に於ては兩締約國間に其臣民間に永遠無窮の平和親睦あるべきことを、

第二項に於て兩締約國は互に外交官を派遣し最惠國領事の駐在し得べき港市に領事官若は領事事務官を任置し得べきことを、

第三項に於て兩締約國は可成的兩國間及其臣民間の通商航海を獎勵し且つ之に便宜を得せしむべきことを、

第四項に於て完全なる條約の締結に至る以前兩國臣民が通商及ひ他の正當なる目的を以て最惠國の臣民に許す場所に來る場合には其身體財産の保護及其他一切の點に付公平無私の待遇を受くべきことを、

第五項に於て上記事項に關し將來詳細なる條約を締結すべきことを、

第六項に於て本宣言は四ヶ月以内に批准書交換を行ふべきを規定した。何れの規定も何等實質内容なきものであつ

た。

其の後上記明治二十年の日暹開修好通商に關する宣言締結に拘らず兩國間には公使の交換又は領事官の駐在行はれることなく、日本よりは單に明治二十六年十二月五日新嘉坡在勤の齋藤（幹）領事が日本移民の植民地としての暹羅の情勢視察の爲め盤谷に赴いたことあるに過ぎなかつた。然るに超えて明治二十七年陸奥外相時代に、當時「東方策」の著者として一躍有名となつた英國留學よりの新歸朝者稻垣滿次郎は、伊藤總理及陸奥外相よりの内命を受け盤谷に渡航し、四月十三日先年本邦に來朝した外務大臣ヴァロブラカー親王に面會し、日暹兩國間の新條約關係設定に付種々忌憚なき意見を交換するところあつた。其の結果暹羅國政府に於ては日本との間に正式の條約關係を設定の熱意を有し、之が爲めに暹羅國が現に泰西諸國に附與し居る一切の特權を日本に對しても讓與して差支ない意見なることが判明した。蓋し當時既に日本に於ては英國との間に相互對等の原則の下にする改正條約の交渉も大に進捗し居たこととて、暹羅政府に於ては日本に對し全然泰西諸國と同一の待遇を附與することに異議なく、寧ろ亞細亞の新興國日本との間に條約關係を設定し英佛等に對する對抗上之を利用せんとの考へもあつたものと見える。其後稻垣は外務大臣と再度會見し新條約の基礎を如何するかに付推問したが、同外務大臣は日本が支那及朝鮮に於て泰西諸國と等しく治外法權を有し居ることを確めた後

(一) 在留日本臣民を民刑事の被告とする事件に付日本に對し領事裁判權を附與すること、

(二) 日本國臣民に對しては開放地内及開放地外一定の區域に於て泰西諸國民に對すると等しき條件の下に土地所有權を附與すべきこと、

(三) 日本との輸出入貨物に對しては、自由貿易主義に基く一八五五年英暹條約の規定に基き、從價三分見當の協定稅率により課稅すべき意向を洩した。

稻垣より更に上記(三)に付質問したところ、外務大臣は泰西條約國民は盤谷府城内に於ては十ヶ年在住するか或は政府より特別の許可を得た場合には土地を所有することを得、又城外に於ては城壁より四周二十四軒以内のみに同様土地所有を許さるべきこと。之れに反し支那國民は暹羅の法權に服從し居る關係上、暹羅國民と等しく暹羅全域に居住し又土地所有の自由を有し居るに付ては、日本國民と雖も暹羅の法律に遵由する限り暹羅國內地に居住し、貨物を賣買し、製造工業に従事し、土地の所有權及鑛山採掘權をも有せしめ得べき便法あるべしとの意向すら現した。又暹羅國文部大臣パスカラボンヅシは稻垣と會見の節、暹羅國に於ては目下外國法律顧問を傭聘し印度の法律に模倣し諸法典編纂中であるが未だ僅に治罪法の編纂に着手したのみであるとのことを語つた。尤も右暹羅國法典の編纂に當つて居る白耳義人ジャクミン博士は右法典編纂前に羅暹が日本との間に新條約を締結することに付異議を懷き外務大臣の再考を請はねばならぬとの意見であつた。蓋し右反對の理由は暹羅國の法典編纂完成した後に対等條約を結ぶを以て可なりと云ふに在つたが、自己擁護の立場より出たものであるとせられた。

稻垣は前記暹羅外務大臣と會談の結果を、歸朝後伊藤總理に報告し、出來得るだけ速に暹羅國に新公使を派遣し條約締結の任に當らせることを可とする意見を建言した。其後大隈外相時代に至り前記稻垣の伊藤總理に提出せる建言を採用し一躍稻垣を辦理公使に拔擢し、暹羅國駐劄を命じ新條約締結の交渉に當らせることとした。同公使は明治三十年三月三十一日盤谷に着任し、同時に同年十一月五日藤田（敏郎）領事は盤谷在勤を命ぜられ二等書記官として日本公使館に兼動を命ぜられた。稻垣公使着任の際には幸ひに先年新條約締結問題に付意見を交換したところのヴァロブラカー親王は依然外務大臣にありしを以て新條約の締結の交渉は萬事好都合に進捗した。明治三十一年二月二十五日盤谷に於て稻垣公使と、同外務大臣との間に修好通商航海條約が調印せられ、同條約は五月三十日盤谷に於て批准書交換を終つた。

新日暹通商航海條約は本文十六ヶ條と、附屬議定書三節及火酒營業取締に關する公文交換の三より成り居るところ其の内容は明治二十七年稻垣公使が暹羅訪問の際外務大臣が言明せるところに基いたものであつて形式は双務的となつて居るが實質は泰西諸國に對すると等しく法權、稅權共片務的に我に讓歩したものである。換言すれば實質に於ては明治二十九年の日清通商航海條約と略々同様の利益を我に與へたもので、形式は日伯新條約及日英改正條約の規定を準用し相互的とした。即ち本條約

第一條（日清通商航海條約第一條約）に於ては兩國間には永世の平和無窮の親睦あるべきこと及兩締約國の臣民は他の一方の版圖内に於て國法に従ひ其の身體財産に對し完全なる保護を享有すべきことを規定し、

第二條（日伯新條約第二條）に於ては領事官の任置及其の特權に關する最惠國待遇に付相互的規定を設けた。即ち形式上全然相互的な本條の下に、日本國領事官は暹羅國に於て領事裁判權を有し、暹羅國領事は日本に於て國際法又は領事職務條約に基き歐米諸國の領事官に附與すると同一の特權を享有するに過ぎないこととなるのである。（明治四年日布條約第三條及明治六年日秘條約第二條第二項乃至第三項參照）。右趣旨は後述附屬議定書第一節により明確にせられて居る。

第三條（日英改正條約第一條及第二條）に於ては入國、旅行、住居の自由、家屋、製造所、店舗及倉庫の所有又は借入、課稅、財産收得處分並に卸賣及小賣營業及職業、事業に従事することに付最惠國待遇を規定した。（尤も其の後本條の解釋として暹羅國政府は治外法權を有する日本國民は泰西諸國民と等しき待遇を有するに止り、暹羅の法權に服從する支那人の如く内地に於て居住・營業・土地所有等の權利なしとした。）

第四條（日伯第三條第一項前段）に於ては一般的通商航海の自由并に船舶出入の自由に付相互的規定を設け、第五條（日伯第六條）に於ては相互に通過稅・倉入・獎勵金・便益、其の他貨物の検査及評價及税金割戻等の事項

に關する最惠國待遇を規定し、

第六條（日英第五條）に於ては締約國の貨物に對する輸入稅及輸入禁止制限に關する最惠國待遇を、又

第七條（日英第六條）に於ては輸出稅及輸出禁止に關する最惠國待遇を定めた。右兩條に規定する輸出入稅に關する最惠國待遇は相互的に規定せられ居る結果として暹羅國產品は本邦に於て陸奥改正條約による日英・日獨・日佛・日墺との諸協定稅目に均霑するのみなるも、本邦產品は附屬議定書第二節第二項に基き暹羅國に於て全面的協定の利益を受け右協定稅率は双方の協議を経るに非ざれば變更するを許されざるものとなつた。

第八條（日英第八條）に於て締約國船舶積載貨物に對する内國船及最惠國船待遇を定め、

第九條（日英第九條）に於ては噸稅・燈臺稅・難破船の救助等に關する内國船及最惠國船待遇を定め、

第十條（日英第十條）に於ては船舶の繫留、貨物の積卸に關する内國船又は最惠國船待遇を定め、

第十一條（日英第十一條）に於ては船舶の避難、難破船の救助等に關する内國船待遇并に難破船の救援に對する當該國領事官の助力に關する規定を設け

第十二條（日佛第十四條）に於ては締約國軍艦の入港及特權に關する最惠國待遇を定め、

第十三條（日佛第十八條）に於ては兩締約國の通商、工業及航海に關する一般的無條件最惠國待遇を定め、

第十四條に於ては本條約の期限は批准交換後十ヶ年間其の效力を有すべきことを定め、

第十五條に於ては本條約は英文、暹羅文、日本文にて調印し疑義ある場合に於ては英文を以て之を決定文と定め、第十六條に於て批准交換は盤谷に於て成る可く速に之を爲すべきことを規定した。

附屬議定書は三節より成り、第一節に於ては暹羅政府は暹羅國の司法改革の完了せらるゝ迄即ち刑法、刑事訴訟法、民法（但し婚姻及相續法を除く）、民事訴訟法、裁判所構成法の實施に至る迄日本領事官に於て在留日本臣民に

對し裁判權を執行することを承認し、

第二節第一項に於て日本國政府は暹羅國が他の條約國と約せるところの現行の貿易規則及關稅目を暹羅國在留日本臣民及船舶に對し適用すべきことを承認し、第二項に於て右諸規則及稅目は双方より一ヶ年の豫告を以て何時たりとも改正に附すべきことを規定し、

第三節第一項に於ては本條約の解釋、實行、若は違反に關する一切の爭議は仲裁裁判により之を決定すべきを、第二項及第三項に於ては右仲裁手續を定めた。

次に本條約附屬の火酒營業の取締に關する公文交換に於ては、日本國より暹羅國に輸入せられる火酒・麥酒・葡萄酒及火酒性飲料に付ても最惠國より輸入せられる同様の物品と同一の特權を有すべきことを規定した。

之を要するに新日暹條約は形式上に於ては暹羅國の體面を慮り全然相互的に規定せられたが、其の實質的内容に於ては恰も明治四年七月澤外務卿時代に締結せられた日布條約書、及明治六年八月副島外務卿時代に締結せられた日秘和親貿易航海假條約と等しく最惠國條款の作用により治外法權的條約規定を有しない締約國の一方に對し片面的有利な結果を齎すものであつた。

註1 伊藤博文秘書類纂外交篇上卷

第八章 陸奥改正條約の實施

第一節 概 説

實施期日 明治二十七年七月十六日英國と始めて調印、明治三十年十二月五日澳洪國と最後に之を了した陸奥諸改正條約中、英・米・伊・秘・露・丁・獨・瑞諾・白・蘭・瑞西・西・葡との十三國とのものは其の實施期を明治三十二年七月十七日とし、佛・澳二國とは同年八月四日よりとなつて居た。此の間に於て陸奥、西園寺、大隈、西の諸外相を経て結局明治三十二年七月十七日又は八月四日に至り、當初より條約改正に最も關係の深かつた青木外相により實施せられることとなつた。日英改正條約第二十一條に於ては陸奥改正條約原案に基き特に實施期日を規定せず調印の日より五ヶ年後（即ち明治三十二年七月十七日）以後ならば何時にても差支なく日本政府の都合よき時に實施し得ることとなつて居た。而して英・伊・露・丁・獨・瑞諾・佛・瑞西・澳との改正條約中には一ヶ年前に右實施の通告をなす際本邦に於て諸重要法典が實施せられ居ることを必要とした。蓋し斯く改正條約の實施期を本邦側の任意に定め得べきこととしたのは、調印後五ヶ年の猶豫期間に帝國議會との關係上重要法典を實施し得ない様なことの起る場合に備へたのである。然るに日米改正條約第十九條に於ては右改正條約の實施期を明治三十二年七月十七日よりと確定し、秘露及葡萄牙との條約も之に倣ふた。又明治二十九年八月四日調印の日佛改正條約第二十四條に於ては調印の際全權の過誤により「本條約は調印の日より少なくとも三ヶ年の間は實施せられざるものとす」と規定した爲め、遅くも明治三十二年八月四日以前には實施し得ないこととなつた。澳國との改正條約も亦調印の際に交換した外交文書の